

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勲令第45号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スワジランド	中等教育改善計画のための贈与に関する日本国政府とスワジランド王国政府との間の交換公文	中等教育改善計画を実施するために必要な生産物及び中等教育改善計画の購入	1143,000千円 H24.3.31まで	H23.3.9 ムババベ ネ (同日)	小澤後朗在スワジランド大使 スワジランド側 グセレンビ経済企画開発大臣	H23.3.25 100号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。